

遊亀公園・附属動物園整備事業に係る
サウンディング型市場調査実施要領

令和6年7月

甲府市
まちづくり部 公園緑地課
企画部 財産活用課

Park-PFI	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店・売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路・広場等、一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。  <p>The diagram illustrates the Park-PFI concept. It shows a park area with a cafe and public parts. A red box highlights the cafe and public parts, with a label '民間が収益施設と公共部分を一体的に整備' (Private sector integrates profit facilities and public parts for maintenance). Below this, a comparison table shows the funding sources for '従前' (Previous) and '新制度' (New System). In the previous system, the cafe was funded by private funds and public funds, while public parts were funded by public funds. In the new system, the cafe is funded by private funds, and public parts are funded by public funds, with a note '収益を充て' (Use revenue) pointing to the cafe's contribution to the public parts.</p>
公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。 ※飲食店・売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図るうえで特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子ども遊び場、等
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。 ※公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路・広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。 ※Park-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。
公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> 公募設置等計画を提出した者のうち、審査・評価により最も適切であると認められた者。
設置管理許可	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、または管理することについて、公園管理者が与える許可。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
設置許可	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占有許可	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第6条第1項の規定により、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有することについて、公園管理者が与える許可。

※出典「[都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン](#)」

1. 遊亀公園・附属動物園整備事業の目的等

(1)背景

遊亀公園は、1880（明治13）年に開園した都市計画公園（近隣公園）であり、公園内には、1919（大正8）年に開園した附属動物園を併設し、山梨県内唯一の動物園（博物館相当施設）として、多くの方に親しまれてきました。

その一方で、施設の老朽化や、近年の市民ニーズと周辺環境の変化等において、公園のあり方や動物園の飼育・展示効果の観点から、「甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（以下「整備計画」という。）」を策定し、それに基づき公園及び動物園の整備を実施しています。

(2)甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（抜粋）

基本方針1：公園と動物園の融合を図る

四季折々の花々や、安らぎを感じる樹木で満ちた空間を創出し、その中に動物園と公園を再配置します。来て見て楽しい、もう一度行きたいと思える公園・動物園づくりを目指します。

基本方針2：人と動物にやさしい環境をつくる

利用者が安全に快適に利用でき、動物の飼育環境を整え、自然との繋がりを実感でき、生き物との空間共有を体感できるような施設整備を行います。

基本方針3：「レクリエーション」と「学習」の場を提供する

次世代を担う子どもたちが、日常的に動物と直接ふれあえる環境は、「生命の尊重」を学ぶ絶好の機会となります。動物や自然環境について関心を持つきっかけを提供する「環境教育の場」として、関連する取り組みの充実を図りながら、特性を活かした動物展示を行います。また、子どもたちや大人にも楽しく感動を与えられる公園・動物園となる仕組みを整えます。

基本方針4：市民や外部団体との協働を図る場を提供する

動物園や公園が世代を問わず市民に親しまれ愛されるよう、動物園や公園の管理運営に関して、市民や外部団体等とともに取り組んでいきます。

基本方針5：安定した運営に向けた施設整備を行う

自主的で安定した遊亀公園及び附属動物園を持続させるためには、適正な運営体制に基づいた健全性の高い施設経営が求められます。このため、民間による連携支援や、利便性の改善と財源確保を視野に入れた施設の整備を行います。

2. サウンディング型市場調査実施概要

(1)背景及び目的

遊亀公園・附属動物園においては、子ども向けの軽食（パン・おにぎり等）販売、大人向けのカフェの設置、動物園グッズの販売等の実施を求める声が数多く寄せられています。また、今回のリニューアルにより、単なる公園の整備と管理運営の実施だけではなく、公園内外の回遊性の強化と周辺エリア全体の価値と魅力の向上を図り、加えて、公園の有する多機能性のポテンシャルを更に発揮し、「使われ活きる公園」となることを目指しています。

こうした中で、遊亀公園・附属動物園整備事業（以下「本事業」という。）においては、それぞれの分野のプロフェッショナルである民間事業者等と連携し、事業を進めることを検討しております。

具体的には、Park-PFI及び指定管理者制度の活用を想定し、遊亀公園内において収益施設等の「公募対象公園施設」の設置、園路や駐車場等の「特定公園施設」の整備及び公園・動物園（動物飼育に係るものを除く）の管理運営の実施を目指しています。

本サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）では、民間事業者等の公募にあたり、民間事業者等の参入可能性を確認すること、また、整備計画を遂行するため、民間事業者等の視点から幅広く提案・意見をいただき、実現性が高く、事業効率性の高い公募条件の設定に向け実施するものです。

そして、官民連携により、収益施設の整備、民間アイデア・ノウハウを反映させた高質なサービスの導入や既存サービス水準の向上、自主事業の実施による賑わいの創出に繋げることを目指します。

(2)サウンディングの対象者

本事業に関心のある法人又は法人のグループ（以下「法人等」という。）とします。単独での参加、複数企業の共同参加どちらも可とします。

ただし、以下に該当する者は、サウンディングの参加者として認めません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者。
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者。
- ④本市の指名停止を受けている者。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ⑥次に該当する者。

- | |
|--|
| <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者</p> <p>オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員</p> <p>カ 国税及び地方税に滞納がある者</p> |
|--|

3. 遊亀公園の概要

(1)対象地の概要

対象地は、立地適正化計画の重点都市機能誘導区域内にあり、JR甲府駅から南に約1.8kmに位置する都市公園で、周辺には、武田氏に深い縁のある一蓮寺・稲積神社のほか、甲府市総合市民会館、甲府市立湯田小学校、甲斐清和高校等が存在します。

(2)敷地概要

	遊亀通り道境より東20m	左記以東、及び第2駐車場
都市計画区域	市街化区域	
用途地域	商業地域	第2種住居地域
店舗等	○	床面積10,000㎡以下のもの
遊戯・風俗施設	○	▲（一部条件あり）
建ぺい率/容積率	80%/400%	60%/200%
	都市公園法・建蔽率：2% ※特例加算として、教養施設及び公募対象公園施設の合算で+10%、屋根付広場で+10%加算可能 ・建築可能面積：約240㎡（約72坪） ・Park-PFI導入時 公募対象公園施設建築可能面積：約1,000㎡（約302坪）	
防火指定	準防火地域	建築基準法第22条区域
都市計画マスタープラン	複合市街化ゾーン：人口集積を維持増加させるよう更なる居住を推進する中で、工業・商業・業務施設等の産業と調和し、利便性の高い市街地を形成するゾーン	
立地適正化計画	重点都市機能誘導区域（甲府駅周辺）	
土壌汚染	工場等が立地していた経緯無し	
上・下水道、電気、都市ガス	接続可	
駐車場	164台（第1駐車場：114台、第2駐車場：50台）	
交通機関	鉄道：JR中央線「甲府」駅（物件の北約1.8km） JR身延線「南甲府」駅（物件の南東約1.0km） バス：「遊亀公園」バス停あり（遊亀通り）	
学校区 ※児童・生徒数は、令和6年5月1日現在	甲府市立湯田小学校（物件の東約0.4km）児童数110人 甲府市立南中学校（物件の南約1.0km）生徒数441人	
指定避難所	甲府市立湯田小学校（物件の東約0.4km）	
駐車場	164台（第1駐車場：114台、第2駐車場：50台）	
関連法規	都市計画法：都市計画公園（近隣公園） 都市公園法：都市公園	

※遊亀公園附属動物園の入園料については、現在料金形態の検討を行っています。

(3)土地の詳細 地籍計：32,045.00㎡

ア)遊亀通り東側（動物園、子ども公園、第1駐車場 等）

《地番》太田町554-1 《登記地目》公園 《地籍》30,090.00㎡

イ)遊亀通り西側（第2駐車場 等）

《地番》太田町36 《登記地目》宅地 《地籍》690.72㎡

《地番》太田町38 《登記地目》宅地 《地籍》483.80㎡

《地番》太田町39 《登記地目》宅地 《地籍》632.48㎡

《地番》太田町40 《登記地目》宅地 《地籍》148.00㎡

<p>公園の管理運営 (子ども公園、池、 活用想定範囲①・②、 第1・2駐車場、 現遊園地、 その他園路等)</p>	<p>指定管理者制度の活用を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路の清掃、植栽剪定、施設清掃、駐車場内車両誘導等 ・公園を核とした賑わいと交流の創出や、公園全体の一体性(動物園・子ども公園との連続性)を持たせるための自主事業イベント等の企画・運営 ※博物館相当施設であり教育機能を有した動物園を併設する、遊亀公園ならではの教育・SDGs関連イベントの実施 ・「国土交通省：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を踏まえた、使われ活きる公園となるための持続可能なパークマネジメントの実施 例) 「失敗できる場所」としての社会実験の場の提供、スタートアップの場の実現(シェアキッチンの設置等)
<p>動物園の管理運営 ※動物への給餌、獣舎の清掃等、動物の飼育に係る業務以外</p>	<p>指定管理者制度の活用を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路の清掃、植栽剪定、施設清掃等 ・入場券等の販売・現金収納、受付 ・本市獣医師等と連携した、動物園の教育・レクリエーション機能を発揮したイベント等の企画・運営

(3) 公民の役割分担 (案)

民間事業者等が行う内容、費用負担及び役割分担表は、次表を想定しています。

項目		公募対象公園施設 (飲食・物販等の 収益施設等)	特定公園施設 (駐車場、園路等)	利便増進施設 (自転車駐車場、 看板等)	その他 公園全体
設計・ 施工	実施 主体	民間事業者等	民間事業者等	民間事業者等	—
	費用 負担	民間事業者等	本市と民間事業者等 《本市：民間事業者等 =9以下：1以上》	民間事業者等	—
	位置 付等	民間事業者等が公園 施設設置管理許可を 受けて整備	・民間事業者等が整備後 本市へ譲渡 ・工事中は公園占用許可 ※使用料免除	民間事業者等が公園占 用許可を受けて整備	—
管理 運営	実施 主体	民間事業者等	民間事業者等	民間事業者等	民間事業者等
	費用 負担	民間事業者等	本市と民間事業者等	民間事業者等	本市 ※自主事業は民間事 業者等の負担によ り実施
	位置 付等	民間事業者等が公園 施設設置管理許可を 受けて管理運営	民間事業者等が指定管理 者となり管理運営	民間事業者等が指定管 理者となり公園占用許 可を受けて管理運営	民間事業者等が指定 管理者となり公園占 用許可を受けて管理 運営
所有		民間事業者等	本市	民間事業者等	本市

(4)Park-PFI 認定の際の有効期間（事業期間）

- ・公募設置等計画の有効期間は、認定の日から20年間とします。
- ・認定日は、実施協定の締結日として、着工日以前の日程で本市と協議のうえ決定します。
- ・認定の有効期間には、設計、工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含むものとします。
- ・設置管理許可の期間は公募対象公園施設の着工日から認定公募設置等計画の有効期間終了日までとします。なお、設置管理許可開始から10年目に認定計画提出者からの申請により設置管理許可を更新するものとします。
- ・事業期間終了前、市と事業の継続の可否について協議するものとし、事業を終了する場合、事業期間内に公募対象公園施設の除却、原状回復を行うものとします。その際、公募対象公園施設の建築面積は都市公園法第4条で定める建築面積となります。

基本協定の締結	協議	実施協定の締結	協議・設計	工事	営業期間	撤去	事業終了
			実施協定期間				
			事業期間（公募設置等計画の認定の有効期間）：20年				
			公募対象公園施設の 設置管理許可 （10年間）		公募対象公園施設の 設置管理許可 （10年以内）		

(5)その他本市が求める主な事項

- ・整備する施設は、動物園及び近接する社寺など、周辺環境へ調和した高質なデザイン（素材・色彩・植栽）とし、景観形成に寄与するものとしてください。
- ・整備する施設は、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- ・都市公園法、都市計画法及び建築基準法など、関係法令による制限については個別に確認ください。
- ・施設設置範囲内における必要なインフラ（上・下水道、電気、ガス等）は、既設引込みの容量等に支障がない場合は、本市と協議のうえ、エリアにある地点から分岐できるものとしますが、子メーター等を設置するなど、他施設との使用量を区分できるようにするものとし、当該使用量に応じた料金を負担していただきます。
- ・地域に根付いた「正ノ木祭り」が5月上旬に開催される際は、公園を開放します。公園全体の魅力向上を図るため、「正ノ木祭り」や、公園内で本市が行う事業には、積極的に協力してください。

(6)事業スケジュール（案）

※現時点で想定するスケジュール案であり、公募の際に変更する可能性があります。

公募によるサウンディング調査の実施（今回） ※事業化検討段階の市場対話	R6.8
公募によるサウンディング調査の内容の公表 ※事業化検討段階の市場対話	R6.9
公募によるサウンディング調査の実施 ※事業内容の決定段階の市場対話	R6.12
公募設置指針の公表	R7.4
民間事業者等の公募設置等計画の策定・提出 ※公募設置等計画の受付期間	R7.4～R7.6
審査（書類審査、対面審査）	R7.7～R7.8
公募設置計画の認定	R7.9
基本協定 ^{※1} の締結（官民連携による公園整備の発表） ※実施計画を締結するまでの基本的な事項を定める	R7.9
公園第2期工事の実施設計	R7.4～R8.3
公園第2期工事内容協議、実施協定書の作成	R7.10～R8.3
実施協定 ^{※2} の締結 ※事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務を定める。	R8.3
公園第2期工事 実施協定等に基づく公園施設等の整備	R8.7～R9年度中
動物園リニューアルオープン、動物園隣接公園範囲供用開始	R9年度早期
動物園隣接部分以外の公園範囲供用開始	R9年度中

※1 認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた「基本協定」を締結します。

※2 基本協定の締結後、認定計画提出者との事業実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた「実施協定」を締結します。

5. サウンディング型市場調査内容

サウンディングでは、以下に示す各項目について対話を行います。

「4. 官民連携にあたって」を確認する中で、本事業の市場性、有効性及び実現可能性等、本事業の官民連携を実現するため、可能な限り具体的なご提案またはご意見をお聞かせください。

※自社等で実施を検討する範囲のみのご提案またはご意見であっても構いません（施設管理事業者は、施設管理に限ったことなど）。

※図面やイメージ図など、補足する説明資料を当日いただいても構いません。

<p>施設整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における、ターゲット層設定の考え ・施設や敷地全体を有効活用する上で望ましいと考えられる機能 ・「活用想定範囲①②」で導入が見込まれる公募対象公園施設（収益施設）の「店舗形態」「建築面積」「営業時間」等のイメージ ・公募対象公園施設の設置にあたり、「活用想定範囲①②」のそれぞれの利点・改善策 ・特定公園施設（収益施設の周囲整備）について、公募対象公園施設により発生する収益の一部を整備・管理運営費用として投資するにあたり、どのような整備・関与が可能か ※想定整備負担割合《本市：民間事業者等＝9以下：1以上》 ・「Ⓐ子ども公園エリア」「Ⓑ動物園・池エリア（整備中）」の現況を活かした整備・設備案 例) インフラ、テーブル・椅子等の什器、音響設備の設置等 ・来園者の動線の考え方 ・駐車場整備の必要性の有無 ※改良案がある場合は提案ください
<p>管理運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物園（動物飼育に係る業務等を除く）・遊園地等を含む公園全体の管理運営業務の実施可能性 ・公園部分での催し等の実施、動物園部分での教育・レクリエーションイベント等の実施の可能性 ・動物園内での収益事業のアイデア 例) キッチンカー、臨時店舗、自動販売機の設置等 ・地域コミュニティの活性化を目指した取組 ・「国土交通省：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を踏まえた、使われ活きる公園となるための取組
<p>事業手法・事業期間、スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Park-PFIでの事業の可能性 ※現時点では「Park-PFI方式＋指定管理者制度」を想定している中で、「DBO方式」「PFI方式（BTO方式）」「管理許可制度」「従来方式＋指定管理者制度」や、これらの手法を組み合わせて想定される、実現性と持続性を兼ね備えた事業手法についての提案 ・実施可能な業務（設計、施工、維持管理、収益施設運営等） ・事業者同士の適切な役割分担 ・初期投資回収期間等を踏まえた、望ましい事業期間 ・選定された場合、基本協定締結後に施設を建設いただく中で、公募開始から施設オープンまでのスケジュール感

土地の使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業参画にあたり、計画地における適切な賃料の考え方 ※土地使用料については、甲府市都市公園条例に基づく公園施設の設置の使用料1年あたり1,536円/㎡以上(令和6年度)の提案を求める予定です。公募設置管理制度では、使用料の価格競争を可能とするため、条例で定める使用料の額以上で、使用料の提案を求めることとなります。また、使用料は、公募対象公園施設の占有面積によるため変動します。
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業イベント等の企画・運営に必要な費用 ・施設整備費、維持管理費を削減するための工夫 例) 整備にあたりトレーラーハウス等の活用 再生エネルギーの活用 等
事業参画にあたっての課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業参画にあたり懸念されるリスク ・本事業への参画意向の有無、無の場合はその理由
市に求める公募内容、情報発信、支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業参画にあたり市に希望する、民間事業者等が参入しやすい公募条件・選定方式等 ・本市から事前に示すべき条件・情報 例) 懸念されるリスクを踏まえたリスク分担の公表 ・本事業参画にあたり、市に求める支援等 例) コンソーシアム組成のためのマッチング会の実施等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、事業実現に向けた市への要望、自由提案、自由意見、何でも構いませんので、お聞かせください。

6. 留意事項

(1)参加事業者の取扱い

今回のサウンディングの参加実績は、事業者公募等における評価対象となりません。

調査結果については、参加事業者名やアイデア及びノウハウの保護に配慮し、事前に参加事業者に内容の確認を行ったうえで、事業者名（希望事業者に限る）、参加事業者数等を公表します。詳細な提案内容については公表しません。

(2)費用負担

サウンディングの参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とします。

(3)追加対話への協力

サウンディング終了後も、必要に応じて追加の調査（文書、電話、Eメールなどでの照会含む）やアンケートを実施することがありますので、ご協力をお願いします。

(4)その他

サウンディングにおいて知り得た情報を許可なく第三者に提供・伝達することを禁止します。

7. 参考資料

○【国土交通省】都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン

・P13 公園施設及び公募対象公園施設一覧

分類	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他の施設
公園施設の種類	園路 広場	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰だな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ふらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに附属する工作物 (観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区分園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等 (古墳、城跡等)	売店 飲食店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	門 柵 管理事務所 詰所 倉庫 車庫 材料置場 苗畑 掲示板 標識 照明施設 ごみ処理場 (廃棄物再生利用施設を含む) くず箱 水道 井戸 暗渠 水門 雨水貯留施設 水質浄化施設 護岸 擁壁 発電施設(環境への負荷の低減に資するもの) その他これらに類するもの	展望台 集会所 備蓄倉庫 [耐震性貯水槽] [放送施設] [情報通信施設] [ヘリポート] [係留施設] [発電施設] [延焼防止のための散水施設] ※[]内は省令で定めている施設
		その他これらに類するもの							

公募対象公園施設

休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設においては、上記に掲げるもののほか、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定めることができる。

○【国土交通省】都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言

8. 問い合わせ先等

○サウンディングへの参加申込、及び本要領の内容に関する問い合わせ

担当課 まちづくり部 まち開発室 公園緑地課 動物園整備係
 担当 荒木、倉澤
 電話 055-223-6101
 メール tosikoen@city.kofu.lg.jp

○本市の官民連携の取組に関する問い合わせ

担当課 甲府市 企画部 財政経営室 財産活用課 財産活用係
 担当 平山、丹澤
 電話 055-237-5326
 メール zaisanky@city.kofu.lg.jp

○甲府市ホームページ：【遊亀公園・附属動物園】民間活力導入の検討等について <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/koenryokuchi/yuki-ppp.html>

